

議案第75号 小松島市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律により、本市消防吏員が該当する「特定警察職員等」の定義が地方公務員等共済組合法から削除されることに伴い、条例において同法を引用する部分について、厚生年金保険法を引用するよう改正するもの。

小松島市職員の再任用に関する条例(平成13年小松島市条例第1号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>附 則 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>第2条 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第25条の2第1項第1号に規定する特定警察職員等(附則第4条において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p>	<p>附 則 (特定警察職員等への適用期日)</p> <p>第2条 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等(附則第4条において「特定警察職員等」という。)である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。</p>	改正